

○総務省告示第四百七十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和六年総務省告示第四百二号）の一部を次のように変更し、令和七年一月一日から施行する。

令和六年十二月二十七日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

変 更 後					原 則 値				
第 2 周波数割当表 〔1～7 略〕					第 2 〔同左〕 〔1～7 同左〕				
周波数割当表 第 1 表 8.3kHz - 27500kHz					周波数割当表 第 1 表 8.3kHz - 27500kHz				
〔略〕	国内分配 (kHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	〔同左〕	国内分配 (kHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
	2173.5- 2190.5 J19 J20 J21 J22	移動	公共業務用 一般業務用	船舶デジタル選択呼出し用及 び船舶無線電話用とする。		〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	船舶デジタル選択呼出し用、 船舶狭帯域直接印刷電信用及 び船舶無線電話用とする。
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕		〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
第 2 表 27.5MHz - 10000MHz					第 2 表 27.5MHz - 10000MHz				
〔略〕	国内分配 (MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	〔同左〕	国内分配 (MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
〔略〕	1885-1980 J154 J154A	移動 J153	電気通信業務用 小電力業務用	電気通信業務用での使用は携 帯無線通信用とし、割当ては 別表10-2による。 小電力業務用での使用はデジ タルコードレス電話用とし、 割当ては別表8-6による。	〔同左〕	1885-1980 J154	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕		〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
	2110-2120 J107 J154 J154B	移動 J153	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当て は別表10-2による。		2110-2120 J107 J154	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
		宇宙研究 (深宇宙) (地球から 宇宙)	公共業務用 一般業務用				〔同左〕	〔同左〕	
	2120-2170 J107 J154 J154B	移動 J153	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当て は別表10-2による。		2120-2170 J107 J154	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕		〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
〔第 3 表 略〕					〔第 3 表 同左〕				

国内周波数分配の脚注

[J1～J142 略]

J143

移動衛星業務(地球から宇宙)及び衛星間の回線によるこの周波数帯の使用は、遭難通信、緊急通信及び安全通信に限る。

[J144～J147 略]

J148

この周波数帯においては、移動衛星業務、固定業務及び移動業務の共用のため、決議第744(WRC-23、改)を適用する。

[J149～J154 略]

J154A

1920-1980MHzの周波数帯は、二次業務で陸上移動業務に密接な関係を有する移動衛星業務(地球から宇宙)にも使用することができる。ただし、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する局に対して有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならない。

J154B

2110-2170MHzの周波数帯は、二次業務で陸上移動業務に密接な関係を有する移動衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。ただし、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する局に対して有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならない。

[J155～J337 略]

[別表1－1～別表3－4 略]

別表3－5 船上通信局又は船舶局の船上通信設備の周波数表

[(1) 略]

(2) デジタル変調方式の周波数表

457. 515625MHz	457. 521875MHz	457. 525MHz	457. 528125MHz	457. 534375MHz
457. 5375MHz	457. 540625MHz	457. 546875MHz	457. 55MHz	457. 553125MHz
457. 559375MHz	457. 5625MHz	457. 565625MHz	457. 571875MHz	457. 575MHz
457. 578125MHz	457. 584375MHz			
467. 515625MHz	467. 521875MHz	467. 525MHz	467. 528125MHz	467. 534375MHz
467. 5375MHz	467. 540625MHz	467. 546875MHz	467. 55MHz	467. 553125MHz
467. 559375MHz	467. 5625MHz	467. 565625MHz	467. 571875MHz	467. 575MHz
467. 578125MHz	467. 584375MHz			

[別表4～別表11－3 略]

[国際周波数分配の脚注 略]

国内周波数分配の脚注

[J1～J142 同左]

J143

移動衛星業務(宇宙から地球)及び衛星間の回線によるこの周波数帯の使用は、遭難通信、緊急通信及び安全通信に限る。

[J144～J147 同左]

J148

この周波数帯においては、移動衛星業務、固定業務、移動業務及び宇宙研究業務(受動)の共用のため、決議第744(WRC-23、改)を適用する。

[J149～J154 同左]

[新設]

[新設]

[J155～J337 同左]

[別表1－1～別表3－4 同左]

別表3－5 [同左]

[(1) 同左]

(2) [同左]

457. 515625MHz	457. 521875MHz	457. 528125MHz	457. 534375MHz
457. 540625MHz	457. 546875MHz	457. 553125MHz	457. 559375MHz
457. 565625MHz	457. 571875MHz	457. 578125MHz	457. 584375MHz
467. 515625MHz	467. 521875MHz	467. 528125MHz	467. 534375MHz
467. 540625MHz	467. 546875MHz	467. 553125MHz	467. 559375MHz
467. 565625MHz	467. 571875MHz	467. 578125MHz	467. 584375MHz

[別表4～別表11－3 同左]

[国際周波数分配の脚注 同左]

備考 表中の [] の記載及び対象規定の11重下線を付した標記部分を除く全体にわたって適用される。